

府中まんぷくじの里運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社は一とふるケアサービスが開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 府中まんぷくじの里
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 71 番 27 号メゾンは一とふる

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 4名以上（非常勤兼務4名）

生活相談員は、事業所に対するデイサービス等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力してデイサービス計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 9名以上

（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従2名、非常勤兼務5名）

介護職員は、デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

- (4) 看護職員 3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- (5) 機能訓練指導員 4名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名、非常勤専従1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日まで及び12月

29日から1月4日まで、国民の休日を除く。

ただし、緊急時はこの限りではない。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。サービス提供時間は午前9時25分から午後4時30分までとする。その他、相談に応じることとする。

第6条（指定通所介護の利用定員）

指定通所介護の利用定員は、20人とする。

（第1号通所事業の定員を含む）

第7条（指定通所介護の内容）

指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション
- (8) 口腔機能向上

第8条（利用料その他の費用の額）

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 食費 550円、 おむつ代等 実費を徴収するものとする。
- 4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市（南区似島町、南区宇品町、佐伯区を除く）、府中町、海田町の区域とする。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用のキャンセルは前日17:00までとする。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (3) 管理者及び事業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、その他保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業員が必要と認めたものは、持参するようにすること。

第11条（緊急時における対応方法）

通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第12条（非常災害対策）

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

第13条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他の研修
倫理、及び法令遵守・プライバシーの保護・身体拘束防止研修
入浴時の介護事故発生予防、発生時緊急時の対応研修
感染症予防・食中毒予防・蔓延防止厳守・BCPに関する研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社は一とふるケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、デイサービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社は一とふるケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条（人権擁護及び虐待の防止のための措置）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護に関する必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う
 - (5) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う
 - (6) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県及び市町に報告するものとする。

第15条 事業所は、介護保険指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

第16条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要

な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

第18条 当事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な処置を行う。

- 2 当事業所はサービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う
- 3 当事業所は、前項の損害賠償の為に損害賠償保険に加入する

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

(平成26年1月27日から一部改正施行)

(平成26年4月1日から一部改正施行)

(平成26年11月1日から一部改正施行)

(平成27年2月1日から一部改正施行)

(平成27年10月1日から一部改正施行)

(平成30年2月1日から一部改正施行)

(平成30年4月1日から一部改正施行)

(2019年11月1日から一部改正施行)

(2020年3月3日から一部改正施行)

(2020年4月1日から一部改正施行)

(2022年4月1日から一部改正施行)

(2023年10月1日から一部改正施行)

(2024年3月15日から一部改正施行)

(2024年6月1日から一部改正施行)

(2025年3月28日から一部改正施行)